

令和3年12月18日

競争状況への影響の把握・分析に関する基本的事項

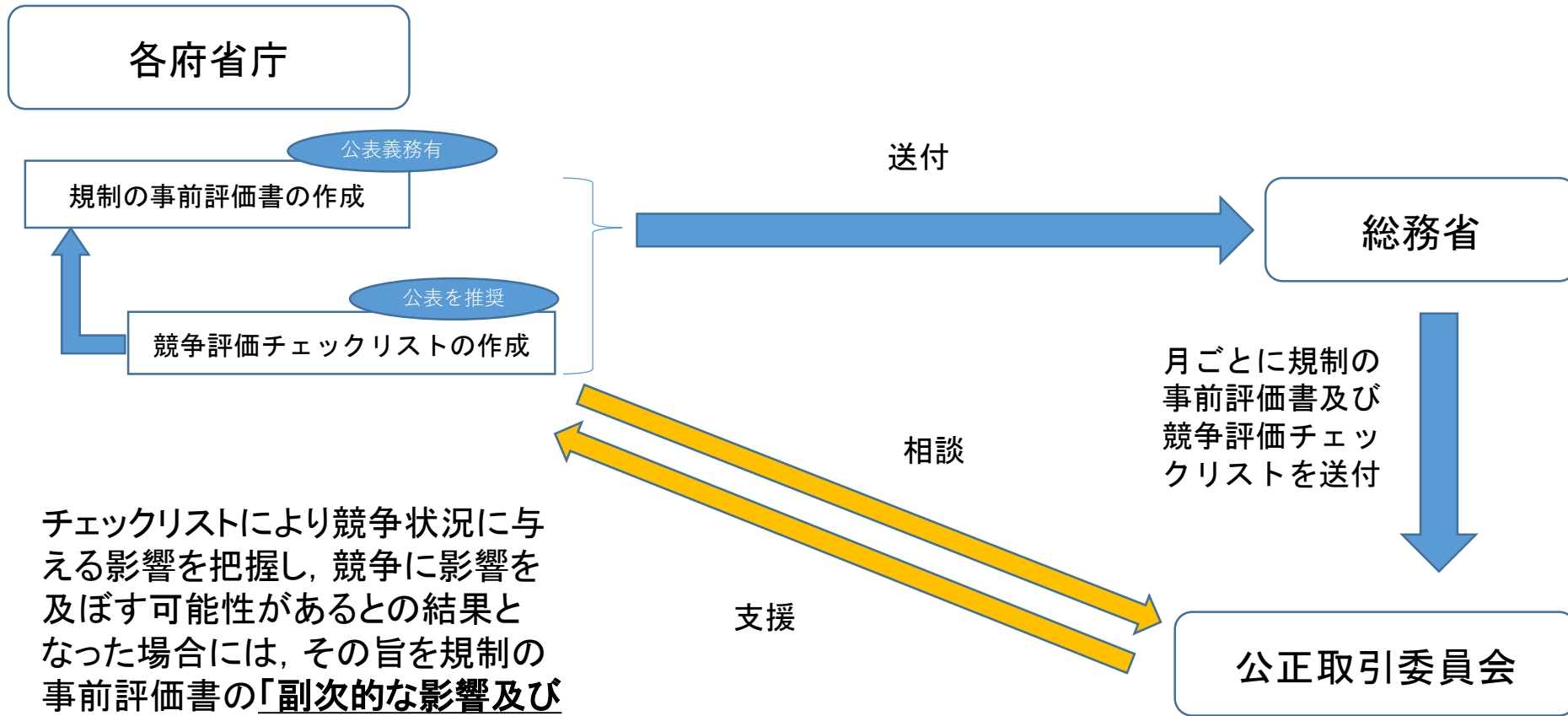
公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

競争状況への影響の把握・分析(競争評価)を各府省庁において実施していただき、

- ①新たな規制の立案に際して、競争への影響についてより考慮いただくことにより、規制の質が向上すること、
- ②利害関係者のみならず、広く国民の理解を得ることが期待される。

(参考)諸外国の状況

- ・OECD「競争評価に関する理事会勧告」(2009)
- ・OECDの調査(2014)によると、70年代初めには、加盟国において競争評価を実施していた国はほとんどなかったが、近年では競争評価の実施が一般的になっている。



チェックリストにより競争状況に与える影響を把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書の「副次的な影響及び波及的な影響の把握」へ記載する。

- ・「規制の政策評価における競争状況への影響の把握分析に関する考え方」(考え方), 「競争評価チェックリスト」及び「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」(事務参考マニュアル)を公表
- ・各府省庁の競争評価の検証

(1) 事業者の数の制限

問1 規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

問2 規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

問3 規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入者際に負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1 規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

問2 規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

問3 規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問 規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問 規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

<競争評価チェックリスト>

(1) 事業者の数の制限

問1 規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。
・
・
・

問 規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

結論

※十分な説明なしに競争に負の影響を及ぼさないとはできない

一つでも「はい」

①

競争に負の影響を及ぼす可能性がある

②

<規制の事前評価書>

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要
副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
〔※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。〕

6 事後評価の実施時期等

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
（評価書の作成等）

第十条（略）

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

○規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承，平成29年7月28日一部改正）

II 4（2）影響の評価

エ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
（略）

なお、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である。

○規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について（平成29年7月31日公正取引委員会事務総局）

2（2）手順
（略）

作成した競争評価チェックリストは、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付する。

（3）留意事項
（略）

・記載を行った競争評価チェックリストは必ずしも公表する必要はないが、国民への説明責任を果たす観点から、自主的に公表することは推奨される。